

公立大学法人及び公立大学の名称に関わる他の事例

1 概要

- 公立大学法人の名称について他の一般地方独立行政法人とは異なり、地方独立行政法人法第 68 条により、その名称中に地方独立行政法人という文字に代えて公立大学法人という文字を用いなければならない。その他の制約は特でない状況である。また「一法人一大学」の場合は「公立大学法人+大学名」を、複数校を運営する法人の場合は「自治体（都道府県）名+“公立大学法人”」を使用するものが多い。

2 他の公立大学法人及び公立大学の状況

- 令和 3 年 4 月現在の状況であり、釧路公立大学や名寄市立大学など、公立大学法人を設置しない場合は含めない。また、専門職大学及び大学院大学も含めない。

(1) 市が設置者である学校名のパターン

- 市が設置者である公立大学は、全国で 27 例あり、以下のパターンに分類できる。

パターン	数	具体的な学校名
自治体名+市立	9	札幌市立大学, 横浜市立大学, 名古屋市立大学, 広島市立大学, 北九州市立大学, 福山市立大学, 下関市立大学, 三条市立大学, 尾道市立大学
自治体名+ α	5	高崎経済大学, 前橋工科大学, 金沢美術工芸大学, 長岡造形大学, 都留文科大学
自治体名+公立	4	青森公立大学, 福知山公立大学, 新見公立大学, 宮崎公立大学
自治体名+市立+ α	3	京都市立芸術大学, 敦賀市立看護大学, 山陽小野田市立山口東京理科大学
自治体名+市+ α	2	神戸市外国語大学, 神戸市看護大学
自治体名+公立+ α	1	秋田公立美術大学
公立+自治体名	1	公立小松大学
公立+自治体名+ α	1	公立千歳科学技術大学
自治体名のみ	1	長野大学

(2) 公立大学法人の名称と大学・短大の名称の差異

- 市が設置者である公立大学において、公立大学法人の名称と大学・短大の名称に差異がある例はない。
- 短期大学部について市町村が公立大学法人を設置して運営する事例は現在ないが、2008 年から 10 年まであった新見公立短期大学(現新見公立短期大学)の場合、公立大学法人の名称が「公立大学法人新見公立短期大学」で短期大学の名称が「新見公立短期大学」であり一致していた。

設置者	公立大学法人と大学の名称の差異 (前段=事例数, 後段=主な事例)	
	有	無
①市	0 —	27 公立大学法人札幌市立大学 ⇒札幌市立大学
②都道府県	23 石川県公立大学法人 ⇒石川県立大学, 石川県立看護大学	36 公立大学法人青森県立保健大学 ⇒青森県立保健大学
③事務組合等	0 —	3 公立大学法人公立はこだて未来大学 ⇒公立はこだて未来大学
④市と都道府県共同	2 公立大学法人大阪 ※ ⇒大阪府立大学, 大阪市立大学	1 公立大学法人公立鳥取環境大学 ⇒公立鳥取環境大学
計	25	67

※ 大阪府立大学及び大阪市立大学は、令和 4 年度に統合して大阪公立大学になる予定である。

(3) 特徴的な名称を有する公立大学の事例

- 公立大学の名称は、地域名としているか、単科系の大学であれば地域名に学部名称を付け加えている状況がほとんどであり、特徴的な名称を有する公立大学は以下の 4 例である。

大学名	設置者	備考
公立はこだて未来大学	函館圏公立大学広域連合	複数自治体の広域連合による大学であるため、函館市を想起させる漢字ではなく平仮名にするとともに、工科や情報といった特定の分野を連想させる言葉より可能性の広がりを持った名称ということで選定。
国際教養大学	秋田県	「豊かな教養教育の確立と実践的な外国語コミュニケーション能力の養成を目指す」という初代学長の思いのもと決定。
叡啓大学	広島県	「未来を啓(ひら)く」との思いによる。実践力・国際教養力・グローバルをキーワードに、ソーシャルデザイン学部を置く。
名桜大学	北部広域市町村圏事務組合	公設民営の私立から公立大学への移行事例で、公立化前後で名称を変更していない。所在場所である名護市の市花木が「カンヒザクラ」。